

平成28年4月7日開会

(農地部会)

雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

第4回農地部会議事録

- 1 招集日時 平成28年4月7日(木)
- 2 開会日時及び場所
平成28年4月7日(木) 午後1時57分
吾妻町ふるさと会館2階研修室3
- 3 閉会日時 平成28年4月7日(木) 午後2時50分
- 4 委員氏名

(1)出席者(16名)

1番 水口 正好	3番 大島 忠保	4番 渡部 篤	8番 本田 岩勝
9番 林田 剛	10番 横田 晴喜	14番 吉田 良一	15番 平野 利光
16番 森崎 茂徳	18番 内田 弘幸	24番 草野 定	28番 田浦 則利
32番 鶴殿 徳康	33番 渡邊 茂徳	34番 馬場 保	36番 川内 幸徳

(2)欠席者(2名)

7番 渡辺 勝美 11番 松尾 文昭

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参事	清水 友秀
課長補佐	増富 浩彦
主査	福田 智美

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第25号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第26号 農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程に基づく調整委員の指名について
- 日程第7 議案第27号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

午後 1 時 57 分開会

○事務局長（江口 秀司君） 皆さんこんにちは。今週からの調査会どうもご苦労さまでございました。では会議に入りたいと思います。

農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定に達しております。部会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆さんこんにちは。今朝方からの悪天候の中いろいろあったかと思えますけれどもご参集いただきましてありがとうございます。それでは座って進めさせていただきます。

開催の前に先日の総会の日で開催された「選挙による委員の互選会」におきまして、千々石地区の田浦委員が新たに農地部会委員になられましたので、改めて紹介いたします。

○委員（28 番 田浦 則利君） 自分は農地部会のほうは初めてですので、ご指導のほどよろしくをお願いします。

○議長（馬場 保君） なお、議事進行中は録音されておりますので、私語は慎んでください。

それでは、ただいまから平成 28 年第 4 回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力方よろしくをお願いします。

本日の付議すべき事項として、議案第 22 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 23 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 25 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第 26 号農業経営基盤強化促進法第 15 条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程に基づく調整委員の指名について、議案第 27 号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、以上 6 件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立しマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速、議事に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第 12 条の規定により、3 番、大島委員、4 番、渡部委員両委員を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 22 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第 22 号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するような事実はないと思われ

ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号105番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号105番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号105番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第22号、受付番号105番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号106番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鶴殿委員。

○委員（32番 鶴殿 徳康君） 議席番号32番、鶴殿です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号106番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号106番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 議席番号16番、森崎です。これは3反もあって50万というのは、どういう理由ですか。荒地か何かですか。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○課長補佐（増富 浩彦君） 現地調査会でも、余りに安過ぎはせんかという意見があつて、理由を聞いたところ、どうしてもこの人に譲りたいと、恐らく以前何か原因があつたんじゃないかなと、どうしてもこの人じゃないと、この金額でこの人じゃないとということで、双方でその金額で納得をされておるといふことで聞いております。

○委員（16番 森崎 茂徳君） わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第22号、受付番号106番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号107番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号107番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

○議長（馬場 保君） 受付番号107番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第22号、受付番号107番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号108番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号108番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

○議長（馬場 保君） 受付番号108番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第22号、受付番号108番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号109番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号109番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

○議長（馬場 保君） 受付番号109番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第22号、受付番号109番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号110番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号110番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

○議長（馬場 保君） 受付番号110番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 議席番号16番、森崎です。これは、登記代もないんじゃないですか、5万円やったら。登記には大抵3万から4万かかると思うので、そがんとはどがんなつとつとかね。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○課長補佐（増富 浩彦君） 譲受人の自宅が申請地のそばにあって、どうしても自宅そばの、地目は田になっておりますけども、田が欲しいということで、譲渡人も農業をやめらすということで話がついておりますので、値段は安いですがけれどもいたし方ないかなとは思いますが。

○委員（16番 森崎 茂徳君） あんまり極端に安いのが出ると、やっぱり税金対策か何かじゃなかろうかと私たちは思うわけなんです。それやったら、贈与にして税金を払ってもらったほうがよっぽどましじゃないかなと思って。

○課長補佐（増富 浩彦君） 今回の調査会で、委員さんたちからも意見が出てたのですが、やっぱり地区での値段の相場より余り安過ぎたら、今後、値段が不均衡になってきますので、どうしてその値段になったのかの理由あたりも、次回からちゃんと確認するようにしたいと思っております。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第22号、受付番号110番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号111番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号111番については、農業後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

○議長（馬場 保君） 受付番号111番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第22号、受付番号111番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号112番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号112番については、弟へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

○議長（馬場 保君） 受付番号112番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第22号、受付番号112番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号113番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。森崎委員。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 議席番号16番、森崎です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号113番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

○議長（馬場 保君） 受付番号113番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第22号、受付番号113番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号114番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡部委員。

○委員（4番 渡部 篤君） 議席番号4番、渡部です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号114番については、農業後継者への贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

○議長（馬場 保君） 受付番号114番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第22号、受付番号114番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に日程第3、議案第23号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第23号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第4条第2項各号に該当するような事実はないと思われ
ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号15番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 議席番号18番、内田です。農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号15番について、申請地は、平成28年1月に農振除外がされております。宅地が連たんしていることから、第3種農地であると考えられます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認において特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

○議長（馬場 保君） 受付番号15番について、ご質疑がありましたらお願いします。事務局。

○課長補佐（増富 浩彦君） 事務局から補足説明です。現地調査会の際に、委員さんの意見で、被害防除計画では柵も何もしないとなっているが、申請地の西側に牛が飼養されているため、光とかは問題ないと思うが、牛小屋のほうにある柵を跳び越えていってパネルを壊したときに問題になるんじゃないか、そういう問題を未然に防ぐためにパネルの周りに柵をしてもらったほうが良いんじゃないか、とありました。行政書士の方に、そういう意見があったことを伝えたところ、

申請者さんの方で柵を設置されるということで返事をいただきました。以上です。

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号15番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号16番については、議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての受付番号49番の転用申請と同時申請されております。両申請者が親子であり、農地も隣接していることから一括して審議したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、一括して審議します。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第24号、受付番号49番について議案書をもとに説明）

本案件につきましては、農地法第5条第2項、各号に該当するような事実はないと思われま
す。以上です。

○議長（馬場 保君） 議案第23号、受付番号16番及び議案第24号、受付番号49番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号16番について及び農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号49番について、申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから第2種農地であると考えられます。農地法第4条第2項及び農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

○議長（馬場 保君） 議案第23号、受付番号16番及び議案第24号、受付番号49番についてご質疑がありましたらお願いします。事務局。

○課長補佐（増富 浩彦君） 事務局から補足説明です。被害防除計画の中で、排水計画の欄に何も印がついていなかったため、現地調査会でどうするのか質問があったのですが、行政書士に確認したところ、自然流下ということで回答がありました。大雨あたりが降ったときの排水計画もちょっと尋ねたんですけれども、周辺に迷惑がかかったら、本人さんたちでちゃんと処理をするということで返事をもらっております。それと、周辺に住宅があるので、この太陽光パネルの光

あたりで迷惑をかけないようにということと、工事前に挨拶をしてもらうようお願いをしています。

以上です。

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第23号、受付番号16番及び議案第24号、受付番号の49番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に日程第4、議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第24号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当するような事実はないと思われ
ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号50番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号50番について、申請地は、農振白地であります。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると考えられます。ただし、転用の目的が営農型太陽光発電施設です。営農型太陽光発電施設については、一時転用として取り扱うため、例外的に許可をすることができる案件であると思われ
ます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

ただし、営農型太陽光発電施設については、雲仙市で初めての案件となりますので、詳細について事務局から説明をお願いします。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○課長補佐（増富 浩彦君） 聞きなれない言葉で、ちょっととまどっている委員さんもおそらく
もかもしれませんけれども、部会が始まる前に配りましたプリントのほうをちょっと見てもらえれば
と思います。写真と一緒に配っていたプリントです。

写真は、イメージ図でこんな感じになるだろうという予想図なんですけれども、それを見とっ

てください。あとプリントのほうをですね、営農型の太陽光を許可するに当たってということであるんですけども、あくまでも一時転用許可であります。そのつくり方なんですけれども、簡易な構造で用意に撤去できるものに限るということになっております。その簡易な構造で強風のときに飛ばないようにつくりでつくらばいかんということで、委員会としても判断に迷うところはあつとですけども、一時転用許可で3年間の許可となります。許可をするに当たってはプリントの2ページなんですけれども、許可権者が雲仙市でありますので、その(2)ですね、アからカまでのあたりをちゃんと守られているかということで、事務局のほうで確認しております。

3年間の一時転用でありますので、3年後に再度一時転用の許可申請が出されると思います。営農型でパネルをはめるので、20年間ぐらいは、3年ごとにずっと更新していくこととなりますので、3年ごとに委員さんたちの判断を仰いで、許可するかせんかというのをこの部会でやってもらわばいかんごととなります。

詳しく説明をしたかですが、ちょっと時間がかかりますので、あとはこのプリントを見てもらって、何かあったら事務局のほうに質問をしてください。

○議長(馬場 保君) ご質疑ございませんか。鶴殿委員。

○委員(32番 鶴殿 徳康君) 議席番号32番、鶴殿です。こういう初めての例で、私もこれを見て、結局農地を、5条申請が上がっている関係で、5条を認めればですよ、一時転用についても、あくまでも最終的に農地としてずっと、3年3年の契約になっているんでしょうかね。5条になればもう、農地じゃなくなるわけですたいね。

○課長補佐(増富 浩彦君) あくまでも営農型ですので、営農が条件です。農業をしながらの発電施設です。農業をやめたら撤去命令を出さなければいけません。

○委員(32番 鶴殿 徳康君) そいけん、改めて、5条に、農地のままではやっぱいかんわけですか、建物ということで。

○課長補佐(増富 浩彦君) いえいえ、これは、5条は使用貸借で旦那さんの農地に奥さんが営農型の太陽光パネルをはめるということで、農地として下を借りて、パネルの支柱部分の転用を5条で出してます。所有者本人さんだったら4条なんですな。

○委員(32番 鶴殿 徳康君) 4条だったらわかるわけですけども、5条というものは、所有権が移転する格好になつとでしよう。

○課長補佐(増富 浩彦君) 使用貸借ですよ。5条の使用貸借。

○委員(32番 鶴殿 徳康君) 5条の使用貸借。

○課長補佐(増富 浩彦君) はい。良いですかね。

○委員(32番 鶴殿 徳康君) ちょっとまだ頭の整理がつかんぼつてん、一応そういう説明なら、改めてまた疑問点があったら、事務局のほうに質問いたします。

○議長（馬場 保君） 森崎委員。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 議席番号16番、森崎です。営農計画をハナシバでされているんですけどもね、私の息子たちが施設で、ハナシバを今大々的に扱っているんですけども、ハナシバというのは、やっぱり日光が当たらんとできないんですよ、影の部分は。それがどうかたと私は思ったんですが。

○課長補佐（増富 浩彦君） そこら辺はですね。直射日光を余り好まないハナシバ。遮光率が60%ぐらいあって育つハナシバを植えらすということですよ。直射日光が当たったら、ハナシバが、葉っぱが焼けてしまって商品にならないそうです。そこら辺の確認はとっておりますので、大丈夫かなとは思っております。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

○委員（36番 川内 幸徳君） 最長が3年ですね。

○課長補佐（増富 浩彦君） そうです。

○委員（36番 川内 幸徳君） 一時転用の。

○課長補佐（増富 浩彦君） はい。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 後は、一時転用の期間は結果を見て5年でもできるわけですか、将来的には。

○課長補佐（増富 浩彦君） いや、これは一時転用ですので、3年間です。

○委員（16番 森崎 茂徳君） ずっと。

○課長補佐（増富 浩彦君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、受付番号50番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号51番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号51番について、申請地は、農振白地であります。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が住宅であり、申請地が集落に接続していることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われ。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、

現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

○議長（馬場 保君） 受付番号51番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号51番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第25号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本案件につきましては、鶴殿委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第24条第2項の規定により退席をお願いします。

〔32番 鶴殿 徳康君 退席〕

○議長（馬場 保君） 事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第25号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合する適正な計画であると思われま

す。

以上です。

○議長（馬場 保君） 議案第25号に対する質疑を2ページごとに行います。

10ページ1番から13ページ21番は貸借による案件、13ページ22番は農地中間管理機構への貸し付けによる案件です。

まず10ページから11ページについて、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に12ページから13ページについて、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。

議案第25号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。

ここで、鶴殿委員の入室を求めます。

〔32番 鶴殿 徳康君 入場〕

○議長（馬場 保君） 次に、日程第6、議案第26号農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定に基づく調整委員の指名についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第26号について議案書をもとに説明）

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号3番についての調整委員の指名でございますが、どなたが適任でしょうか。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。本案件については、農地の所在を考慮し地区調査会での協議の結果、27番、大久保委員と29番、熊辻委員を推薦いたします。

○議長（馬場 保君） ただいま、3番、大島委員より、27番、大久保委員、29番、熊辻委員の推薦がありました。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、議案第26号、受付番号3番につきましては、27番、大久保委員と29番、熊辻委員を指名することといたします。それぞれ調整委員に指名された両委員には、部会後、通知により報告いたします。

次に、日程第7、議案第27号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第27号について議案書をもとに説明）

本計画案は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく適正な計画であると思われま

以上です。

○議長（馬場 保君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものであります。ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第27号農用地利用配分計画（案）については特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第27号につきましては、特に異議なしと

回答することに決定しました。

お諮りします。

本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後 2 時 50 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年 4月 7日

議 長

署名委員

署名委員